

# やまとたかだ

2014

# 6

No.949



未来に届け世界を繋ぐ  
虹色の花

日本公子アイリスとタイガースの虎も  
光接してあよ  
保は未来に届くように  
世界を繋ぐ虹色の花が  
いつぱい咲いていると、こうを  
思い描き、織りました。  
安田 知広

12.7 10:00-15:45  
2F 展示室



リズモー市長のさをり織り体験 (4月13日撮影)

## INDEX

リズモー市長歓迎事業 ①~② 情報公開制度の運用状況 ③~④ 臨時福祉給付金 ⑤~⑥ 3月定例会市議会 ⑦~⑨ 環境月間/水道週間 ⑩  
男女共同参画週間/虫にご注意! ⑫ いま、市立病院では ⑬ 人権シリーズ ⑭ 旧高田川の今昔/消費生活センターから ⑮ BOOKサロン ⑯

# な51年目のスタート

Lismore

Yamatotakada



リズモー市から絵画が贈られる

姉妹都市である、オーストラリア・リズモー市のジエニ・ダウエル市長夫妻と、シェネラルマネージャーのギャリ・マーフィー夫妻が、4月10日から16日まで、大和高田市を訪れました。来訪の一番の目的は、3つの小学校と、高校どうしの姉妹校の締結です。

リズモー市と大和高田市は、昨年の姉妹都市交流50年を経て、新たなスタートを切ることになりました。

# 姉妹都市交流 新た



4月10日(木)

多数の職員が拍手で出迎える中、ジェニー市長夫妻一行が、大和高田市役所に到着しました。

4月14日(月) 「姉妹校支援調印式」並びに「姉妹校締結式」

片塩・浮孔・磐園小学校、高田商業高校の各校長が、「ともに新しい交流を始めましょう」と題した文書にサインしました。ジェニー市長がリズモー市へ持ち帰り、リズモー市各校長がサインして、返送します。

大和高田市とリズモー市は、姉妹校の絆を発展させるため、行政として学校を支えることを明記した「姉妹校支持同意書」にサインしました。

リズモー市長一行の主な行程

○4月10日(木) 議場で歓迎式典、

庁内見学、公共施設見学、総合公園で、さざんかを植樹、歓迎夕食会

○4月11日(金) 明日香村、奈良市訪問

○4月14日(月) 姉妹校締結式の

後、浮孔小学校訪問、総合福祉会館見学、図書館で図書への贈呈

○4月15日(火)～16日(水) プライベートで広島市訪問

4月16日(水)、リズモー市長一行

は、関西国際空港から帰国しました。翌日には無事に帰国したことと、滞在中に関わったすべての人々たちへの感謝の意を表したメールがありました。

## 姉妹校締結先

片塩小学校	と	リズモー公立小学校
浮孔小学校	と	グーネラバー小学校
磐園小学校	と	セントカーセージ小学校
高田商業高校	と	カディナ高校



浮孔小学校訪問



さざんか植樹



公共施設見学



庁内見学

現在、大和高田市とリズモー市は、高校生を相互派遣し、互いの市や文化を学んでいます。両市長は会談の際に「未来を見据えて種をまく」というフレーズを使い、姉妹都市交流の今後について話し合いました。今回の姉妹校締結により、高校生だけに限らず、未来を担う若い子どもたちにもリズモー市、そして国際交流に興味を持ち、近い将来、派遣学生として、リズモー市を訪れてもらえたら、と考えます。また今後は、先人たちが築いた50年を大切にし、さらに発展させるため、学校間だけでなく、いろいろな分野で交流が広がることを期待します。

日本から遠く離れたオーストラリア・リズモー市。人口は当市より下回りますが、面積は76倍あります。そんな緑豊かで広大な地を、市民みんなで、より身近に感じることが出来る姉妹都市関係を築いていきたいです。

# 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

平成25年度中に、市が運用をおこなった情報公開制度・個人情報保護制度の件数や内容をお知らせします。

〔企画法制課 内線275〕

## 情報公開制度の運用状況

### (1) 開示請求件数及び処理件数

「大和高田市情報公開条例」に基づき開示請求が19件ありました。

実施機関	件数	処 理 内 容 (件)							写しの交付(枚)
		開示	部分開示	不開示	存否	不存在	却下	取下げ	
市長	13	6	7	0	0	0	0	0	324
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	2	0	2	0	0	0	0	0	14
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	2	1	1	0	0	0	0	0	2
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道事業管理者	2	2	0	0	0	0	0	0	2
合 計	19	9	10	0	0	0	0	0	342

### (2) 不開示情報別件数

条例第6条に定める不開示情報のいずれかに該当し、部分開示となった事例の理由は次のとおりです。

不開示情報	件数
1号 個人に関する情報	10
2号 法人等事業活動情報	3
3号 意思形成過程情報	1
4号 事務事業執行情報	0
5号 法令秘情報	0
6号 犯罪等社会的危害防止情報	0
合 計	14

### (3) 開示請求の内容及び決定の内容

「別表1」とおりです。

### (4) 異議申立て等の件数及び処理の状況

平成25年度は、異議申立て等がありませんでした。

### (5) 開示実績のある公文書の写しの交付等申込みの内容

過去に「大和高田市情報公開条例」に基づく開示請求があり、開示(全部開示・部分開示)の実績がある文書については、同じ内容について開示の申出があった場合には、「公

別表1：開示請求の内容及び決定の内容（平成25年度）

No	請求日	請求公文書の内容	実施機関	所管課	決定内容	不開示該当
313	H25.04.11	(〇〇の貸付) ・公有財産規則に基づいた「公有財産異動通知書」 ・平成25年度「行政財産使用許可申請書」及び交付した「行政財産使用許可書」	市長	土木管理課	開示	
314	H25.04.23	・大和高田市総合公園施設の事業報告書(平成23年度全体及び平成24年度4月分から3月分まで) ・大和高田市総合公園施設指定管理者の選定に係る資料	市長	都市計画課	部分開示	1号 2号
315	H25.04.25	平成25年1月1日から平成25年3月31日までに届出のあった「住居番号付番通知書」及び該当の「住居表示台帳」	市長	市民課	部分開示	1号
316	H25.05.07	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間に市長が締結した損害保険契約(保険料が10万円以上のものに限る。)の証券の写し又は当該保険の内容が分かるものの写し(自賠償保険、全国市長会、(株)全国市有物件災害共済会などの公的機関との損害保険契約を除く。)	市長	企画法制課	開示	
317	H25.05.07	316と同主旨の内容	教育委員会	教育総務課	部分開示	1号
318	H25.05.07	316と同主旨の内容	水道事業管理者	水道工務課	開示	
319	H25.06.13	農業委員会会議の委員の出席状況及び開催日時(開始時間及び終了時間)が分かる資料(平成23年度及び平成24年度分)	農業委員会	農業委員会	部分開示	1号
320	H25.06.24	社会福祉法人慈光園及び社会福祉法人安寧福祉会の平成24年度(平成25年3月期)の貸借対照表及び損益計算書	市長	介護保険課	開示	
321	H25.06.26	平成25年1月7日から平成25年6月25日までの間に受け付けた開発事業に伴う事前協議申請書及び添付図書である付近見取り図	市長	都市計画課	部分開示	1号
322	H25.07.04	平成25年4月1日から平成25年7月3日までの間において保険会社と契約している損害保険証券の写し又は契約内容の分かるものの写し①年間保険料が10万円以上のもの②全国市長会、(株)全国市有物件災害共済会などの公的機関との損害保険契約及び自賠償保険を除く。③イベント等短期のものは、平成24年7月4日から平成25年7月3日の間における契約で1回10万円以上のもの	市長	企画法制課	開示	
323	H25.07.04	322と同主旨の内容	教育委員会	教育総務課	部分開示	1号
324	H25.07.04	322と同主旨の内容	水道事業管理者	水道工務課	開示	
325	H25.07.09	社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会から提出のあった、平成24年度一般会計資金収支計算書・平成24年度特別会計資金収支計算書・平成24年度一般会計事業活動収支計算書・平成24年度特別会計事業活動収支計算書・平成25年3月31日現在の貸借対照表及び財産目録	市長	社会福祉課	開示	
326	H25.07.26	平成24年度に議会に提出した路線の認定、廃止及び変更情報・認定、区域決定及び供用開始が分かる資料(告示文書)・議会に提出したレベルの位置図	市長	土木管理課	開示	
327	H25.08.02	平成22年度大和高田市総合公園事業計画書	市長	都市計画課	部分開示	1号
328	H25.09.19	行政財産目的外利用許可を受けた〇〇の平成20年度から平成24年度までの事業報告書(会計報告書を含む。)	市長	土木管理課	部分開示	1号 2号
329	H25.10.09	平成24年度の農業委員の活動実態記録簿	農業委員会	農業委員会	開示	
330	H25.12.27	市長が出席した平成25年12月20日の奈良県市町村総合事務組合定例会議の全員協議会と本会議で配布された資料全て	市長	秘書課	部分開示	1号 2号 3号
331	H26.03.11	株式会社〇〇が提出した〇〇の地元住民等との協議報告書(地元要望質問書、回答書及び配布資料を除く。)	市長	都市計画課	部分開示	1号

文書開示請求書」によらず「公文書の写し等申込書」により情報提供しています。

平成25年度は、交付等申込みがありませんでした。

### (6) 大和高田市情報公開審査会の開催状況

#### 審査会の開催状況

平成25年度は、異議申立て等がなく、会議は開催されませんでした。

※市が出資する法人への開示請求

大和高田市土地開発公社は、市の施策に準じて情報公開制度を推進するための要綱を整備しています。

平成25年度は、この要綱に基づく開示請求は、ありませんでした。

## 個人情報保護制度の運用状況

### (1) 個人情報取扱事務の届出件数

実施機関	件数
市長	243
議会	2
教育委員会	57
選挙管理委員会	9
監査委員	1
公平委員会	1
農業委員会	8
固定資産評価審査委員会	0
水道事業管理者	12
合計	333

### (2) 開示等請求件数及び処理件数

① 開示請求（条例第18条による情報公開室での請求）、訂正請求、削除請求、利用又は提供の中止の請求

請求区分	件数
開示請求	6
訂正請求	0
削除請求	0
利用又は提供の中止の請求	0
合計	6

開示等請求の内容及び決定の内容は、「別表2」のとおりです。

② 条例第22条（簡易な開示）による開示請求（各担当課での要綱に基づく請求）

「別表3」のとおりです。

### (3) 異議申立て等の件数及び処理の状況

平成25年度は、異議申立て等がありませんでした。

### (4) 大和高田市個人情報保護審査会の開催状況

平成25年度は、異議申立て等がなく、会議は開催されませんでした。

### (5) 大和高田市個人情報保護運営審査会の開催状況

平成25年度は、開催されませんでした。

※市が出資する法人への開示請求等

大和高田市土地開発公社は、市の施策に準じて個人情報保護制度を推進するための要綱を整備しています。平成25年度は、この要綱に基づく開示請求、訂正請求、削除請求及び中止請求がありませんでした。

## 平成25年度 審議会等の会議の公開の状況

平成25年度 審議会等の会議の公開状況は、次のとおりです。

会議の開催数	138回
そのうち、公開とした会議の開催数	18回
そのうち、一部非公開とした会議の開催数	0回
そのうち、非公開とした会議の開催数	120回
傍聴人の数	0人

（平成26年3月31日現在）

※公開された会議の議事録はホームページ上で公開していません。

## 別表2

☆開示等請求の内容及び決定の内容

No.	請求		個人情報の内容	実施機関	所管課	決定日	決定内容	不開示該当
	日	区分						
108	H25.06.03	開示	平成25年5月21日から平成25年5月30日までになされた請求者の住民票等交付申請書及び付属書類	市長	市民課	H25.06.04	開示	
109	H25.07.05	開示	請求者の平成24年度障害程度区分認定調査票及び医師意見書	市長	社会福祉課	H25.07.19	部分開示	1号
110	H25.09.19	開示	請求者の介護サービスを行っていた事業所〇〇に対する介護保険課長及び地域包括支援課長による公務での調査、事実確認の結果が分かる書類一式	市長	介護保険課	H25.09.26	開示	
111	H25.09.19	開示	請求者の受けた介護サービスに係る〇〇から本市に対する請求書 平成21年1月1日から平成24年3月31日まで	市長	保護課	H25.09.26	開示	
112	H26.02.06	開示	請求者の平成18年分から平成24年分までの所得税の確定申告書第1表及び第2表の写し	市長	税務課	H26.02.06	開示	
113	H26.02.17	開示	地域包括支援課職員が請求者の家に訪問した際の記録（訪問日平成24年2月20日・平成24年3月7日・平成24年7月25日）	市長	地域包括支援課	H26.02.25	部分開示	1号 3号

## 別表3

実施機関	担当課	開示内容（平成26年3月31日現在）	件数
市長	保険医療課	過去5年間の国民健康保険に係るレセプト	1
市長	保険医療課	過去5年間の老人医療に係るレセプト	0
市長	保護課	過去5年間の生活保護に係るレセプト	0
市長	介護保険課	次のうち必要な事項 要介護・要支援認定に係る調査内容、主治医意見書、介護認定審査会における認定結果	63
市長	看護専門学校	入学者選抜試験における各試験得点及びその合計点	0
教育委員会	商業高校事務管理課	入学者選抜試験における各教科別検査得点及びその合計点	166

# 「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」について

平成26年4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の低い人や子育て世帯への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

具体的な申請手続きや申請時期(8月上旬ごろ開始を予定しています)などは決まり次第、広報誌や市ホームページなどでお知らせします(※申請先は、平成26年1月1日において住民登録されている市町村です。申請開始時期などは、市町村により異なります。平成26年1月2日以降に転入した人は、前住所地の市町村へお問い合わせください)。

※市民税の課税状況等の給付要件により、どちらの給付金も受給できない人もいます。

※臨時的な給付措置として、1回限り支給されるものです(継続して支給されるものではありません)。

※受け取ることができるのは、どちらか1つの給付金です。

## 臨時福祉給付金(市民税が非課税、かつ、市町村民税課税者に扶養されていない人へ)

給付対象となる人(以下の条件をすべて満たす人)

○平成26年1月1日において、本市の住民基本台帳に登録(住民登録)されている人

○平成26年度市民税(均等割)が課税されていない人

※平成26年度市町村民税(均等割)が課税されている人の税法上の扶養親族等は除く

○生活保護等を受給されていない人

給付額

○給付対象者1人につき1万円

○給付対象者のうち、下記に該当する人は、5千円を加算

・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者など

・児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

※複数の手当等を受給されていても、加算額は1人につき5千円が上限



「臨時福祉給付金」が対象とならない人(市民税が課税の人)でも、中学生以下の子どもがいる世帯(子育て世帯)には、「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます(※ただし、所得制限あり)。

## 子育て世帯臨時特例給付金(平成26年1月分の児童手当受給者へ)

給付対象となる人(以下の条件をすべて満たす人)

○平成26年1月1日において、本市の住民基本台帳に登録(住民登録)されており、かつ、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者

○平成25年中の所得が、児童手当の所得制限額を超えない人

○臨時福祉給付金の対象とならない人

○生活保護等を受給されていない人

対象児童

○平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童

給付額

○対象児童1人につき1万円



※配偶者からの暴力を理由に避難している人へ

配偶者からの暴力を理由に避難しているが、事情により、基準日(平成26年1月1日)時点で住民票を移すことができていない人で、一定の要件を満たす人は、事前に申し出ることで、実際に住んでいる市町村から給付金を受けられる場合があります。事前申出をされていない人は、早急に実際に住んでいる市町村に相談してください。

※「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」などを装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

・市や厚生労働省などの職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

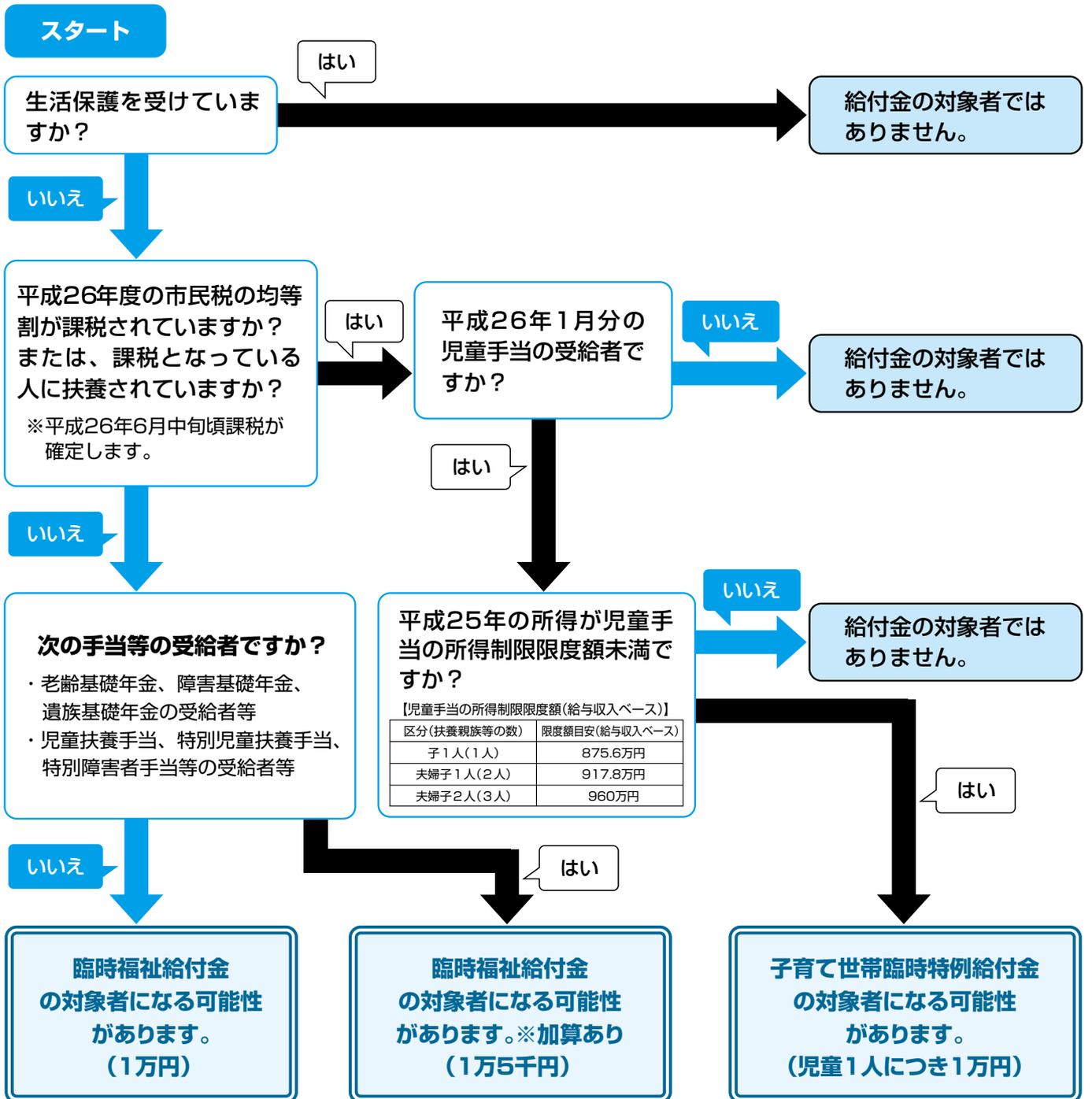
・市や厚生労働省などの職員が、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

・現時点で、市や厚生労働省などの職員が住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

# 臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金 支給対象者確認フローチャート

このフローチャートは、臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者かどうかを判断するための、おおまかな目安として示すものです。

このフローチャートの結果に、必ずしも当てはまらない場合もありますので、ご了承ください。  
基準日は、平成26年1月1日になります。



## 問い合わせ先

- 臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金  
…社会福祉課 臨時福祉給付係 ☎0745-22-1101(内線381・380)
- 子育て世帯臨時特例給付金  
…児童福祉課 児童福祉グループ ☎0745-22-1101(内線567・576・585)

# 平成26年度 大和高田市一般会計予算

## 235億7,000万円など可決

平成26年3月定例市議会は、3月7日から20日までの14日間開催されました。

本定例会には、平成26年度一般会計予算ほか、特別会計予算7件、企業会計予算2件、平成25年度補正予算8件、条例案件6件、契約案件2件、指定管理者の指定に関する案件2件、人事案件1件、決議の提出が1件および意見書の提出が3件の計33議案が提出され、それぞれ可決・同意・採択されました。

本号では、7日の市長の施政方針に対する代表質問および19日・20日に行われた一般質問の一部等について、お知らせします。  
なお、人事案件については、公平委員会の委員として仲川恵章氏の推薦に、同意されました。



### 針る問 方針す質 政対表 施に代

**問** 中学校給食の実施時期について。

市政会 西村議員

**答** 中学校給食検討委員会の審議の中で、給食を実施することが望ましいとの報告

を受けている。平成26年度と平成27年度は、学校施設の耐震化工事の実施を予定しているが、中学校給食についても、並行して具体的な実施方法等の準備作業を進めており、平成27年度には耐震化工事の進捗状況も勘案しながら、給食施設の実施設計に着手できるような取り組みたいと考えている。

**問** 特色ある学校づくりのため、他市町村の学校では行われていないような教育は実施できないのか。

公明党 堂本議員

**答** 本市では、地域の実情に応じた特色ある園、学校づくりを進めている。

総合学習の時間などに地域のお年寄りを招くことで、昔の遊びを体験したり、地域のボランティアにご協力いただき、英語学習や図書の読み聞かせを行うなど、学校ごとに地域と連携した特色のある教育を進めている。このような取り組みの充実を図り、行政と学校、地域、家庭が力を合わせて、本市の教育全体のレベルを上げることは

もとより、道徳教育などの充実を図り、心豊かな人間性を育み、魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えている。

**問** 市民の安全を守るという点において、市立病院西館、市役所本庁舎の建替えが大変重要であると考えているが。

**答** 市民クラブ 森村議員  
本市の公共施設のうち、まず緊急性の高い義務教育施設の耐震化を進めている。そのほかに、市役所庁舎、市立病院西館、上下水道部の庁舎、総合体育館など耐震化や長寿命化の必要性がある中で、市役所庁舎は、災害時に対策本部を設置する重要な場所である。平成26年度は、市庁舎整備庁内検討委員会において他の市の事例を研究するなど、建替えについて一歩踏み込んで検討を進めたいと考えている。また、市立病院西館については、病院経営を維持しながら放射線治療などの高度医療の推進を図り、地域医療に貢献する病院として、耐震や建替えを含め、あらゆる角度から研究を重ねて

**問** 認知症早期発見の仕組みづくりの、具体的な内容や対策について。

**答** 共産党 沢田議員  
認知症の早期発見は、認知症対策推進5か年計画、通称オレンジプランにおいても重要な位置づけだと認識している。認知症は、脳の病気であることから、早期発見、早期治療が大切であり、本人だけでなく、家族にとっても初期に適切な対応をとることが重要である。このことを踏まえ、平成26年度より市のホームページから簡単に認知症の危険性を示すことができるサイトにアクセスし、簡易チェックを行えるようにしたいと考えている。また、認知症に気づいた人や家族が相談できるように、新たに認知症カフェの開催や、地域包括支援課による相談機能の一層の強化に努めたい。

**問** 人口増加や観光施策等における、高田の魅力の発信方法について。

**答** 市民クラブ 奥本議員  
広報誌や市のホームページなどを通じてお知らせするとともに、新年度では、雑誌への登載や、秋のイベント時にはチラシ、パンフレット等の事前配布を行い、さらに市ホームページの観光サイトをスマートフォンで見られるサービスにも取り組みたいと考えている。これらにより、高田の良さを高田市民に再確認していただき、興味や関心を市内外の人にとっていただき、ひいてはあらゆる世代が高田市に住み、暮らしていただくことをめざして、人口の増加につなげていきたいと考えている。

**問** 公共工事の入札において、最低制限価格を提示することになった理由について。

**答** 市民クラブ 仲本博文議員  
最低制限価格の事前公表を行った理由については、過去に最低制限価格の設

定をしていない時期があり、ダンピング受注につながる価格競争のみに偏った入札結果が多く見られたことから、平成20年度より最低制限価格を設定し、事前公表を行っている。この制度の導入により、入札の公正を害そうとする不正行為の抑止、入札手続の透明性の確保及び極端なダンピング受注の阻止による公共工事の品質確保等にも効果が出ているものと考えている。

**問** (仮称)市民交流センターに設置予定の、県の行政機能について。

**答** 市民クラブ 仲本清治議員  
県の行政機能の対象範囲は、県税事務所、保健所、消費生活センターが設置される予定である。行政の対象範囲は、本市のみならず、中南和を含む今までの県総合庁舎の対象範囲となっている。

**問** 地域福祉計画の取り組みについて。

**答** 公明党 藤田議員  
本市では、総合計画をもとに、子どもから高齢者までが地域で安全に暮らせるためのさまざまな計画を、住民の意見を聞きながら策定し、本市福祉施策の推進に努めている。

## 一般質問

**問** 広報誌や市のホームページなどを通じてお知らせするとともに、新年度では、雑誌への登載や、秋のイベント時にはチラシ、パンフレット等の事前配布を行い、さらに市ホームページの観光サイトをスマートフォンで見られるサービスにも取り組みたいと考えている。これらにより、高田の良さを高田市民に再確認していただき、興味や関心を市内外の人にとっていただき、ひいてはあらゆる世代が高田市に住み、暮らしていただくことをめざして、人口の増加につなげていきたいと考えている。

地域福祉計画は、地域住民の社会福祉を目的とする事業や活動を行う者が相互に協力し、地域社会を構成する一員として支え合う社会の実現をめざして、市が主体となつて策定するものであり、重要な計画であると考えている。第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画もその中を含むこととなり、地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が住み慣れたまちで暮らし続けることができることをめざしている。また、子ども子育て支援事業計画の策定等も予定していることから、個々の活動計画をもとに、地域住民の協力や理解を得ながら、地域福祉計画の策定を検討していきたいと考えている。

**問** 防災・減災のまちづくりについて。

みらい 平郡議員

**答** 災害時に市民の生命や財産を守ることを第一に考え、初動体制・緊急体制を速やかに機能させ、行政機能の確保や持続することを目的とし、減災体制の強化に取り組ん

でいる。また、地域住民の自主的な初動活動や地域での救援、避難誘導などの地域住民の力を結束した自主防災組織が地域の防災力を高めていくことになることと認識している。現在、自主防災組織結成率は51.8%、38団体が結成され、引き続き、未結成の自治会等に結成を呼びかけるとともに、防災・減災に対する共通認識を持つて、自治会とも連携し、自助共助公助のあり方を協議しながら、防災・減災のまちづくりのための仕組みづくりについても検討していきたい。

**問** 本市の障害者福祉について。

日本共産党 向川議員

**答** 障がい者の生活の場を入所施設や病院から地域に移行することは、重要な課題であると考えている。障がいをお持ちの方が、地域での生活を継続して行えるよう、生活等の

相談を、市の窓口で行うとともに、市内3事業所に相談支援事業の委託を行い対応している。また、国の施策として、平成26年度からケアホームとグループホームの福祉サービスの三元化がなされることとなり、地域に根差した居場所づくりとして、有意義に活用していただけるものと考えている。本市においては、自立支援として、就労移行及び就労継続支援等に取り組みとともに、今後、障がいをお持ちの方が地域で安心して暮らすためには、どのような支援ができるか、その方法についても検討しながら進めていきたい。

## 委員会 審査結果

### 総務財政委員会

平成25年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)

全会一致で原案どおり可決

### 民生文教委員会

平成25年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

ほか、6議案

全会一致で原案どおり可決

### 環境建設委員会

平成25年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第2号)ほか、3議案

全会一致で原案どおり可決

### 予算特別委員会

平成26年度大和高田市一般会計予算ほか、15議案

平成26年度一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算、

条例案件、及び指定管理者の指定について審査するため、予算特別委員会(委員8名)が設置され、各議案の審査が行われた。

なお、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決

## 提出された 意見書・決議

- 手話言語法制定を求める意見書
- ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 労働者を保護するルールの後退に反対を求める意見書
- 奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議

次の定例会は、6月13日(金)から開会の予定です。



▼市ホームページ(トップページ)



トップページのバナーをクリック



あなたが撮った  
写真を掲載しませんか！



## 大和高田市ホームページ

# 「フォトライブラリ」

大和高田市ホームページには、市内で見つけた四季の風景を、写真で紹介する『フォトライブラリ』のコーナーがあります。市内で見つけた美しい風景、珍しい物など、あなたがカメラで切り取った大和高田市を、投稿してください。

トップページに「大和高田市フォトライブラリ 投稿募集中」のバナーがあります。応募方法、応募規約、注意事項等を読んで、応募フォームから投稿してください。お待ちしております。  
〔広報情報課 内線291〕



URL ▶ <http://www.city.yamatotakada.nara.jp/city/photolibrary/index.html>

## 制度融資の 限度額引き上げ

市では、市内中小企業者の経営の安定をはかるために、保証料および利子の一部補給をおこなっています。今年度より、限度額を次のように引き上げました。

- ・設備資金 1,000万円を1,500万円とし、融資期間7年以内
- ・運転資金 600万円を1,000万円とし、融資期間5年以内

※設備資金と運転資金を併用して利用した場合の限度額は1,500万円

この制度を利用する場合、取扱金融機関を通じて、申し込んでください。

〔産業振興課 内線248〕

## 「夏の エコスタイル」 実施中

市役所および市内各公共施設では、5月1日(木)から10月31日(金)までの期間中、各施設内の適正冷房(28℃)の徹底と、ノー上着・ノーネクタイなど、軽装で執務をおこなう「夏のエコスタイル」を実施しています。

〔人事課 内線211〕



「どこ何処?」  
工事中でしょうか。なだらかな坂になっています。  
さて、ここは市内のどこでしょう。  
答えは、うしろのページです。





**男女共同参画週間**  
6月23日～29日

**「家事場のパパチカラ」**

(平成26年度「男女共同参画週間」  
キヤッチフレーズ)

国では、男女共同参画社会基本法の施行日(平成11年6月23日)にあわせて、この期間を「男女共同参画週間」としています。今年、「男性が、企業人としても家庭人としても豊かな生活をおくるために、長時間労働を減らして、女性と共に家事・育児・介護・地域活動に関わりたくなるようなキヤッチフレーズ」となっています。

皆さんのまわりでは、仕事上の責任を果たしつつ、育児や介護、地域活動の参加などにも積極的に関わることでできる職場や、社会環境になっていますか。自ら希望するバランスで、仕事と家庭生活などがおこなえる社会は、誰にとっても住みやすい社会ではないでしょうか。

**●パネル展**

『マンガ「男社会の常識・非常識」』

▽とき 6月9日(月)～27日(金)

▽ところ 市役所1階ロビー

誰にでも固定的な性別役割分担意識はあります。このパネルは、そんな日常ありがちな1コマを切り取って、マンガで楽しく表現しています。

この機会に、あなたの意識をチェックしてください。

〔人権施策課男女共同参画推進係  
内線287〕

**危険物安全週間**

6月8日～14日

**「危険物 読みはまつすぐ ゼロ災害」**

◎危険物所有事業所では・・・

施設の日常点検を確実にを行い、適切な維持管理に努めましょう。

人為的なミスなどによる事故を防止するため、従業員への適切な保安教育をおこない、自主保安体制を構築しましょう。

◎一般家庭では・・・

天ぷら油や灯油などの取り扱いには、十分注意しましょう。

〔高田消防署 ☎25・0119〕

**虫にご注意!**



**■セアカゴケグモ**

市内でも、セアカゴケグモが発見されています。強い毒を持っていますが、攻撃性のないおとなしいクモです。素手で捕まえたり触ったりしなければ、かまれることはありませんが、小さい子どもがいる家庭等では注意してください。

**(生息場所)**

- 日当たりがよく、暖かいところ
- 昆虫や小動物などの餌が豊富にあるところ
- 巣をはる適当な隙間があるところ
- 排水溝やグレーチング、フェンスの基部など低いところ

**(駆除方法)**

- クモに直接、市販の家庭用殺虫剤を噴霧するか、靴で踏みつぶして駆除してください。
- 卵は、完全に踏みつぶすか、焼却してください。

**(かまれたときの処置)**

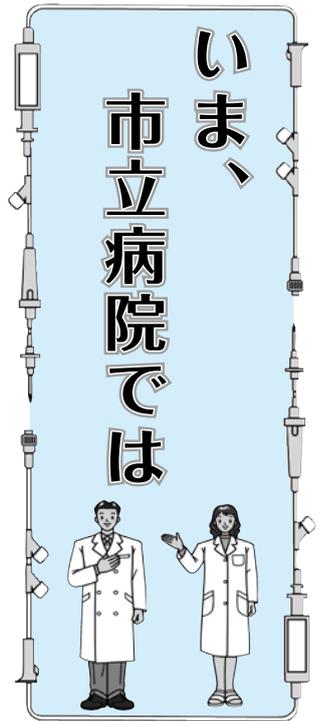
- かまれたところを水や温水でよく洗い流し、病院で受診してください。

**■ハチ**

初夏はハチが活動する時期です。家の軒下や屋根裏には、今の時期からハチが巣を作り始めます。ハチの駆除は、巣が大きくなる前に、害虫駆除業者に依頼してください。家庭で市販のハチ用殺虫剤を使用する場合は、ハチの種類によって効き目が異なりますので、注意してください。特にスズメバチは、刺されると死亡する危険性があるので、巣には近寄らず、すぐに業者に駆除を依頼してください。

害虫駆除業者が分からない場合は、県の業者団体である、ペストコントロール協会(☎0742・237312)に問い合わせてください。

〔環境衛生課 内線281〕



## 糖尿病透析予防指導管理

～あなたの大切な～

腎臓を守るために～

平成24年から、糖尿病で腎機能が悪化した人(糖尿病腎症)を対象に、医師・看護師・管理栄養士が共同して指導を行い、透析が必要となる前に予防する『糖尿病透析予防指導管理』という診療が開始されました。

国を挙げての糖尿病対策です。今回は、本院の糖尿病チームが行っている『糖尿病透析予防指導管理』について、紹介します。

糖尿病腎症から透析へ移行するのを予防するための目標には、「血糖コントロール」と並んで、「血圧コントロール」が挙げられます。そのためには「野菜をたっぷり食べましょう」「塩分は控えましょう」「軽い運動をしましょう」「家庭でも血圧を計りましょう」など、お馴染みのフレーズですが、本当にこれらの積み重ねが大切なのです。食事療法も運動療法も大切である

## いま、市立病院では



と理解できても、継続するのは難しいものです。そこで、糖尿病チームでは、繰り返し話をする事で、継続して取り組んでもらえるのではないかと、次のように考えました。

①「一回きりの指導としないで、診察に来られたら、待ち時間を利用して、糖尿病透析予防指導をセットにして、繰り返し話をするようにしています。」

②「またか」と飽きられないように「あなたの腎臓をまもる10のおはなし」として、10回で完結するように、一回の時間は短く、そして毎回違うテーマを聞いてもらえるよう工夫しています。10回で完結ですが、希望があれば、もちろん何回でも繰り返し指導をします。今までの最高指導回数は16回で、現在も継続中です。

③塩分については、「計っては無いけど、控えているつもり」「慣れてしまっただけで、実際に減塩できているかどうか分からない」といった言葉

をよく耳にします。たしかに、指導を行っていても、実際に家でどこまで実行できているのか、とても分かりにくいものです。そこで、昨日摂取した塩分量が、当日朝の尿検査で、おおよその数値が分かる尿試験紙を使用し、「14g・60g」と具体的に示すことで、食事を見直したり、あるいは自信を持ってもらうきっかけになればと考えています。

④その他、不安を感じたときには、気軽に電話でのサポートが受けられる「メンバーカード」の発行や、指導日の1～2週間前には「次回指導日のお知らせハガキ」の送付、指導期間中に誕生日を迎えた人への、「お誕生日カード」の送付なども行い、「血糖コントロール、血圧コントロール」を継続して取り組んでもらえるようにしています。

最近では、患者さんから、「ここでまた話ができると思ったらがんばれる」「何回でも同じ話を聞けるから安心」といった嬉しい声もいただき、私たちがスタッフの励みにもつながっています。

糖尿病透析予防指導を受けるとは、いくつか条件があります。が、興味を持った人は、当院内科外来へ問い合わせてください。

「糖尿病チーム」

管理栄養士 山本友香



いつまでも  
お元気で



～いつまでも、自分のお口で～

～食事を楽しみましょう～

6月は、「食育月間」です。また4日～10日までの「歯と口の健康週間」もあり、食事摂取と口の健康を考えるには、良い機会です。

口の働きと聞いて、何を思い浮かべますか。

「食へる」「話す」「感情表現」「呼吸する」など、私たちが元気で楽しい生活を送るための大切な働きがあります。

口の働きが低下すると・・・

- ◎ 食へ物が食べにくくなる
- ◎ 虫歯・歯周病になる
- ◎ 口臭がひどくなる
- ◎ 誤嚥性肺炎を起こしやすい
- ◎ 顔つきが変わる

この中で最も問題なのが、食事を摂取できなくなることです。栄養の摂取量が低下すると、「低栄養」の状態になります。

「低栄養」とは、エネルギーとタンパク質が欠乏した状態で、健康な体を維持し、活動するのに必要な栄養素の



## 人権シリーズ

135

### 無観客試合から

昔見たアニメのことを、今も覚えています。白人の子も、黒人の子もともにひどいことを言っていました。内容は切覚えていませんが、私がかつても記憶に残っているのは、黒人の子もがとつた言動です。その子は、自分の腕をナイフで切つて、血を流しました。

そして、相手の子どもに向かって、「どうだ、皮膚の色は違つても、君の体の中に流れている血の色と僕の体の中に流れている血の色は、同じ赤い色だ」と言ったのです。私はこの場面を忘れることができません。

最近、サッカーリーグで、史上初めて無観客試合の開催という重い制裁処分を受けた出来事がありました。チームは、試合でサポーターが掲げた横断幕が差別的だったなどとして、リーグから「無観客試合」の開催という重い制裁処分を受けたのです。

チームの選手たちは、無観客試合の前に、クラブが推進しているフェアプレー活動を意味する「スポーツ・フォーピース」というロゴが書かれたTシャツを着て、会場のスタジアムのピッチに整列し、キャプテンが差別的根絶を宣誓しました。

「私たちは人種、肌の色、性別、言語、宗教、出自その他の差別は認めないと宣言します。サッカーはスポーツや社会から差別を除く力を持っています。サッカーを通じて、仲間とともに差別と戦うことを誓います」と言い、試合に臨みました。

- 今回の問題を受け、チームは差別問題に対するクラブ内の意識改革を進めるとともに、サポーターやファンの観戦ルールを見直すなど、誰もが安心して試合を楽しむことができるスタジアム作りに取り組むとしています。
- スポーツに人種差別を持ち込むことは、フェアプレーではないということをも身をもって示したのです。私たちの生活も、フェアプレーでいきたいものです。
- ① 歯磨きつがい…毎食後おこない、みがき残しの無いように、歯間ブラシなども使しましょう。舌や入れ歯のケアもお忘れなく。
  - ② 口の運動…口の開閉、舌出し、ほっぺのふくらましなどをを行い、口の周りの筋肉を鍛えましょう。
  - ③ しっかりと噛む…食事の時、かむ回数を増やす事で唾液の分泌を促し、口の中の清潔を保ちます。
  - ④ 歯科検診…かかりつけ歯医者を決めて、定期的に受診し、入れ歯のかみ合わせも定期的に調整してもらおうようにしましょう。

足りない状態のことです。

「低栄養」になるよ…

- ◎ 体力が低下する
- ◎ 病気がかりやすい
- ◎ 骨折しやすくなる
- ◎ 物忘れが多くなる

などの健康上のリスクがあり、高齢者にとっては、肥満と共に怖いものといわれています。

しっかりと口から食事ができれば、体力も増します。体力がつけば活動量も自然に増え、外出し、人と会う機会も増えます。人と会う機会が増えれば会話も盛んに行われます。そうすると、口を自然に使うようになり、口の機能も向上します。

このように良い習慣の連鎖が発生することで、元気で活動的な生活をいつまでも送れるようになります。

地域包括支援課 [内線5500-0800]



# 旧高田川の今昔



大和高田語りべ：上嶋 丈夫さん  
上嶋丈夫さんは、市内に住んで90年。自身が見てきた高田の歴史を、文章に書きとめていきます。

## 「好仁橋」余話

高田川の廃川により撤去された「好仁橋」のかかつていた場所から、説明したいと思えます。橋はJR（国鉄昭和62年4月1日民営化されるまでは、国営の鉄道省の路線のため「省線」と言いました）高田駅から市役所に通じる、市役所通りにかかつていました。

明治27年に架橋された理由は、24年に国鉄が開通しましたが、町の西北部（寺内町の北部・即ち現在の北本町）から停車場（駅舎のり

ば）へ行くには、やや南に出て東へ、天神橋を渡り、本郷の角を北へと遠回りすることに、この不便さを解消するため、葛原澳造の提唱に、松岡万造・吉村喜八・赤土健次郎らが加わり、大阪軌道（近鉄）からも出資を得て、架橋

### 好仁橋の碑文

世道一変百事其舉機功公益日進置於一日月山埋川變險遠為東進本邦土木之功於斯為盛自高田西北隅東抵於停車場民屋當其衝高田川又阻其東路塞塞而本通是以南出千天神橋屈扼迂回而至故軌夫馳東行旅負重當及於此塗以為不便高志土葛原澳造深憂之規画有年与同志松岡萬造吉村喜八赤土健次郎俱謀諸子大阪鐵道會社可之出資助之於是審審斬撤屋架橋梁以簡關新道東抵停車場厥功不日而成人皆便之名其橋曰好仁橋益表彰奉志也呼嗟此舉也具体勞瘁物之功章々其大矣乃勒於石以垂不朽

南和高田橋客

栖霞

久保忍撰

明治二七年五月建之

稲葉直行書

石工 林龜

されたものです。また同年5月に、橋のたもとに「好仁橋の碑」が建立されていましたが、廃川に伴い撤去されることになり、郷土史家・吉村芳俱氏の提言により、現在は、さざんかホール東側に建立保存されています。碑文の随所に損傷の跡が見られ、残念です。碑文は漢字ばかりの羅列で、私では解読できません。梅田雲濱碑の横にありますが、一度、ご覧になってください。私も、再度確かめに行ってみました。石質がもろいためと長年風雨にさらされたため、相当に損傷しています。一部欠損した部分を修復はしてありますが、判読は無理です。そうした意味合いから、後世に伝えるため、次に原文を掲載しておきます。

## 消費生活

## センターから

### 夫婦間の日常家事債務 妻が勝手に買った浄水器のローン債権の支払い請求

#### 相談事例

10年程前、妻が訪問販売で浄水器の売買契約をし、ローン支払いとした。妻が支払いをしていたが、最近離婚した。先日自分あてにローンの支払いを求め、手紙が届き、応じなければ民事訴訟の手続きを進めるとの内容であった。元妻が勝手に契約したものであるが、自分が払わなければならないのか。  
(50歳代 男性)

売買契約などから生じた債務は、その契約当事者が負い、契約に関わっていない人には、原則として効果は及びません。そのため、夫婦間でも妻が契約した債務を、夫が負担することにはなりません。しかし、衣食住

など日常生活に関する契約については、事情が違います。夫婦の一方が、第三者と夫婦間の日常生活に関する契約をしたときは、他の配偶者も連帯して責任を負わなければなりません。これを「日常家事債務」と言います。普通、夫婦は経済的に一体となつていくことが多く、「夫婦で連帯」というのはあまり意識をしないと思います。ただ、別居中であったり、離婚後に婚姻期間中の借金が問題となった場合や、夫婦のどちらかが破産した場合などが問題となります。では、日常家事債務とはどのようなものが該当するのでしょうか。夫が勝手に背負い込んだ多額の借金を妻が連帯責任を負わされるのでは、あまりにも酷な話です。そのため、日常家事の範囲内か否かについては、夫婦の日常生活に必要とされる事柄か否かで判断されることになります。具体的には、それぞれの夫婦の社会的地位、職業、資産などを含めた現実的な生活状態に照らして「日常の家事」にあたるかどうか、個別的に判断されることとなります。日

●市消費生活センター▷相談日時 月～金曜日 午前10時～午後4時 ▷ところ 市役所3階 ▷予約先 内線314

●県消費生活センター-中南和相談所▷相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時（受付は午後4時まで）

▷ところ 県高田総合庁舎2階 ▷予約先 ☎22-0931

※ともに、祝日、昼休みを除く。要予約。

## 6月のおはなし会

### ◎おはなし会

▷とき 6月14日(土) ぞぜん10じ30ぶん～

▷ところ としょかん 2かい

- おはなし 『さるかに』
- 絵本 『大きなき』

### ◎えほんとわらべうたの時間 《きらら》

▷とき 6月28日(土) ぞぜん10じ30ぶん～

▷ところ としょかん 2かい

- おはなし 『二ひきのかえる』
- 絵本 『もこもここ』

※ほかにもたのしいおはなしや、てあそびがあります。

[大和高田市立図書館

☎52-3424 FAX 52-9415]

### URL

<http://as.yamatotakadalib-unet.ocn.ne.jp>

# BOOKサロン



## 今月の一冊



『事前学習に役立つ みんなの修学旅行 東京』  
山本博文 監修 / 小峰書店

文化や歴史、名所などを紹介して、その地域の魅力を知ることが出来ます。また、写真が多く使われている児童書です。このシリーズは全7巻からなります。

### 『事前学習に役立つ』

みんなの修学旅行 東京

山本博文 監修 / 小峰書店

☆ほかにも、新着図書がいろいろあります。

## 児童書

『江戸の子さんきちと子トキ』  
大島建彦 監修 大角修作 / 小峰書店

菊池日出夫作 / 福音館書店

『伝説のエンドークン』

まはら三桃作 / 小学館

## 一般書

『街歩きポールウォーキング』  
安藤邦彦 著 杉浦伸郎 著 / 主婦の友インフォス情報社

『1つ作ってX3世代おかず』

文藝春秋編 / 文藝春秋

『直木賞受賞エッセイ集成』

文藝春秋編 / 文藝春秋

## ◎何にしようかな…。

旅の思い出としてのお土産や

訪問の際の土産は、迷ってしまうことがしばしば…。そこで、今回は「みやげ」がキーワードとなる本を紹介いたします。

### 『全国ステキな古都さんぽ』

(伊藤美樹著 / メディアファクトリー)

散歩のように気楽に楽しめるヒントとして、東京や小京都など古都の郷土ごはんご当地みやげを紹介している本です。

### 『奈良おみやげ手帖』

(佐藤紅編著 / 光村推古書院)

工芸品や名産品だけでなく、お菓子やお守りなど奈良らしいおみやげを紹介している本です。

### 『やまのおみやげ』

(原田泰治作 / ポプラ社)

色づいた山の様子や風景をほのぼのと描かれています。秋の季節のおはなしですが、自然からのおみやげに懐かしさを感じます。



## 教えて! 最新情報

## テレビショッピング

この宝石が半額になるんですって! すごいですね、このテレビショッピング。

安く買えるのはいいことだけど、ちょっと注意したほうがいいね。

ニセモノなんですか?

そもそもニセモノを売っていたら犯罪だね。ここでは返品ができるかを確認したほうがいい。

テレビでは返品できるかなどの表示時間が短くて、わかりにくいですよ…

通信販売では、事業者が返品の可否、期限の特約を設けている場合があるからね。特約がない場合は、受領した日から8日以内であれば返品できるよ。

買ってから後悔はしたくないですよ。

「商品の使い方」「使用上の制限」「返品の可否」などを確認してから注文しようね。

常家事務の判断要素として

は、具体的には裁判例などにより、判断されている項目がいくつかありますので、参考にしてください。

### 「日常家事債務として 肯定されたもの」

●借家の家賃、光熱水費、テレビ受信料、生活必需品の購入、子供の教育・養育費、家族の医療費、レジャー費・被服代・化粧品代(収入に比較し

消費生活センターに相談してください。

て相応な程度)

### 「日常家事債務として 否定されたもの」

●ギャンブルによる借金、仕事上の借金、収入に比較して不相当な高価品の購入、交通事故等の損害賠償

消費者契約で困ったときは、消費生活センターに相談してください。